

ひな型 (書面により約諾書を差し替える場合の説明文書)

令和 年 月 日

お客様各位

_____会社

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正について

この度、株式会社大阪取引所において、下記のとおり、先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）の一部改正が行われることとなります。

つきましては、お客様におかれましては、かかる約諾書の改正内容にご同意くださいます場合には、改正後の約諾書に署名又は記名押印のうえ、【 当社担当部署 】までご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 施行日

令和6年3月4日

以 上

ひな型 (書面により了承文書の差入れを受ける場合の説明文書)

令和 年 月 日

お客様各位

_____会社

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正について

この度、株式会社大阪取引所において、下記のとおり、先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）の一部改正が行われることとなります。

つきましては、お客様におかれましては、かかる約諾書の改正内容にご同意くださいます場合には、所定の上承文書（印紙の貼付は必要ありません。）に署名又は記名押印のうえ、【 当社担当部署 】までご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 施行日

令和6年3月4日

以 上

ひな型 (電磁的方法により約諾書を差し替える場合の説明文書)

令和 年 月 日

お客様各位

_____会社

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正について

この度、株式会社大阪取引所において、下記のとおり、先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）の一部改正が行われることとなります。

つきましては、お客様におかれましては、かかる約諾書の改正内容にご同意くださいます場合には、【 当社電磁的方法 】により、改正後の約諾書の内容を承諾した旨をご通知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 施行日

令和6年3月4日

以 上

ひな型 (電磁的方法により了承文書の差入れを受ける場合の説明文書)

令和 年 月 日

お客様各位

_____会社

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正について

この度、株式会社大阪取引所において、下記のとおり、先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）の一部改正が行われることとなります。

つきましては、お客様におかれましては、かかる約諾書の改正内容にご同意くださいます場合には、【 当社電磁的方法 】により、約諾書の改正内容を承諾した旨を記載した所定の了承文書をご通知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 施行日

令和6年3月4日

以 上

ひな型 (了承文書)

_____会社 御中

私は、令和6年3月4日付で、「先物・オプション取引口座設定約諾書」が下記のとおり一部改正されることを承諾し、これを証するため、この文書を差し入れます。

令和 年 月 日

住所

委託者

氏名又は名称

印

記

新	旧
<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定及び クロスマージン対象金利先物清算約定に係 る権利義務関係の消滅)</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者で ある場合において、私のクロスマージン対象 国債先物清算約定に係る国債証券先物取引 の委託及びクロスマージン対象金利先物清 算約定に係る金利先物取引の委託に係る権 利義務関係は、クリアリング機構の業務方法 書が定める場合に当該業務方法書の定める 範囲で、将来に向かって消滅することに異議 のないこと。</p> <p>(期限の利益を喪失した場合等における先 物・オプション取引の転売又は買戻し等)</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれ かに該当したときは、私が貴 に設定した先</p>	<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定に係 る権利義務関係の消滅)</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者で ある場合において、私のクロスマージン対象 国債先物清算約定に係る国債証券先物取引 の委託に係る権利義務関係は、クリアリング 機構の業務方法書が定める場合に当該業務 方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅 することに異議のないこと。</p> <p>(期限の利益を喪失した場合等における先 物・オプション取引の転売又は買戻し等)</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれ かに該当したときは、私が貴 に設定した先</p>

物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引（クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係るものを除く。）につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴 が任意に行うことに異議のないこと。

2～5 （略）

6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引及び金利先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引（クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。）につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約（これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を、私の計算において貴 が任意に行うことに異議のないこと。

2～5 （略）

6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。